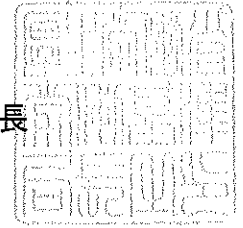


基発0803第3号

平成24年8月3日

社団法人全国建設業協会会長 殿

厚生労働省労働基準局長



陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、陸上貨物運送事業者と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

また、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴として、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。このことからおわかりいただけますとおり、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者が安全対策を講じるのみならず、荷主の協力が不可欠になっています。

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策を推進することは、荷役作業を行う労働者の労働災害を防止することはもとより、原材料や製品等の安全確実な輸送につながるものですので、貴業界及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により陸上貨物運送事業者と連携して、荷役作業における安全対策の一層の推進にご協力いただくようお願いいたします。

なお、参考として、国土交通省が公益社団法人全日本トラック協会に要請した文書を添付致します。

## 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項

### 1 基本的考え方

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害は、被災者の8割が貨物自動車運転者で、全体の7割が荷役作業時に発生している。荷役作業時の災害では、墜落・転落災害が最も多く、そのうち、7割近くが荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場で発生している。

こうした状況にあつて、陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）が講じる安全衛生対策のみでは十分とは言えず、荷主等が陸運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的であり、大変重要である。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合には、次の2. に掲げる必要な対策を実施することにより陸運事業場の労働者の安全確保に協力すること。

### 2 実施事項

#### (1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

#### (2) 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸運事業者への通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」（別添）を活用するなどにより、事前に陸運事業者へ通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育（車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育）が実施されていることを確認すること。

#### (3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順及び安全設備）

ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策（安全対策）を実施すること。

イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床等墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施す

ること。

ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。

エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

ア 上記(3)アからエまでの事項を実施すること。

イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。

ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により、安全な作業を確保すること。

エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。

なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。

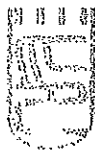
イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。

ウ 作業員が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

## 安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

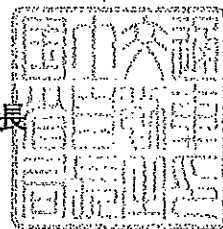
発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他 ( )		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他 ( )		
積 荷	品 名				
	(危険・有害性)	有・無 ( )			
	数 量				
	総重量	kg ( kg/個)			
	積 付	1. バラ 2. パレタイズ 3. その他 ( )			
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業員数	名		作業員数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )		使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )		
その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。					



国自貨第51号の2  
平成24年8月3日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

国土交通省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について、別添のとおり協力要請があり、この対策を推進することについては、貨物自動車運送事業の適正な運営を確保する上で、大変重要なものであると考えております。

つきましては、貴団体傘下の会員各社に対し、荷役災害防止通達を徹底して頂きますよう周知方お願い致します。

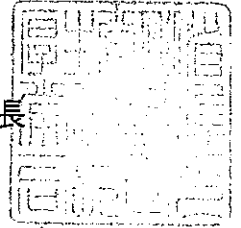
なお、同内容を各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので申し添えます。

基発0727第4号

平成24年7月27日

国土交通省自動車局長 殿

厚生労働省労働基準局長



貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、貨物自動車運送事業の荷役災害が増加していることを踏まえ、下記内容について、貴省所管事業の関係団体である公益社団法人全日本トラック協会（以下「トラック協会」という。）をご指導くださるようお願いいたします。

#### 記

貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害の防止については、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進について、トラック協会を含め関係業界団体へ協力を要請しているところです。

このような中で、貨物自動車運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

貨物自動車運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

このような災害を防止するためには、貨物自動車運送事業者と荷主の事業場が連携して、安全衛生協議組織の設置や安全パトロールの実施、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等に取り組む必要があります。

こうしたことを踏まえ、貴省所管事業の関係団体であるトラック協会に対しまして、会員事業者には荷役災害防止通達の徹底についてご指導をお願いするものです。